

第2回鳥取県新型コロナウイルス 感染症対策本部会議

日時：令和2年2月14日（金） 午後2時30分～

場所：鳥取県庁災害対策本部室（第2庁舎3階）

※各総合事務所等とテレビ会議を接続

**出席：知事、副知事、統轄監、福祉保健部理事監、令和新時代創造本部、
交流人口拡大本部、危機管理局、総務部、地域づくり推進部、
福祉保健部、子育て・人財局、生活環境部、商工労働部、
農林水産部、県土整備部、教育委員会、会計管理局、病院局、企業局、
警察本部、東部地域振興事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、
日野振興センター、鳥取市保健所**

アドバイザー：鳥取大学医学部 景山教授

※各市町村、消防局には衛星配信を実施

会議内容

- 1 国の動きと国内における患者発生状況
- 2 ステージ移行にあわせた県の対策
- 3 県民の皆様へのメッセージ
- 4 その他

新型コロナウイルス感染症の発生状況

※令和2年2月13日 9時時点

	中国※3	香港	マカオ	日本※1	韓国	台湾	シンガポール	ネパール	タイ	ベトナム
患者数	44653	50	10	29	28	18	50	1	33	15
死亡者数	1113	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	マレーシア	オーストラリア	米国	カナダ	フランス	ドイツ	カンボジア	スリランカ	UAE	フィンランド
患者数	18	15	14	7	11	16	1	1	8	1
死亡者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	フィリピン	インド	イタリア	英国	ロシア	スウェーデン	スペイン	ベルギー	その他※2	合計
患者数	3	3	3	9	2	1	2	1	218	45221
死亡者数	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1115

※1 うち3例は無症状病原体保有者（症状はないが、検査が陽性となった者）

※2 国際輸送案件として、日本において、クルーズ船の乗員乗客のうち、218例が陽性と確認された件

※3 2月13日15時時点で中国の中央政府公表情報が未更新のため、2月12日11時時点のデータ

- 我が国では、1月15日以降、現在までに28例が確認された。日本での湖北省滞在歴のない感染者4例（A-6（国内6例目）、A-8（国内8例目）、A-12（国内13例目）、A-16（国内21例目））については、武漢市への滞在歴は確認されていない。A-6（国内6例目）は、武漢市からのツアー客を乗せたバスの運転手であり、A-8（国内8例目）は当該バスのガイドとして業務に従事。A-12（国内13例目）の方もA-6（国内6例目）の方の運転するバスにガイドとして乗車。A-16（国内21例目）については、勤務先で中国からの観光客（1日300人程度）を接客しており、本人は、湖北省から来日したと思われる観光客も含まれていたと話している。チャーター便帰国者のうち3例が無症状病原体保有者である。

2/13以降 新たに国内発生事例(5事例)

国内で感染している可能性がある患者が、相次いで見つかった。
➡ 新たなステージ(国内発生期:早期)に移行しているとの認識のもと対策を行うこと!

【国内30例目】:2/13

患者:神奈川県在住 80代 女性

2/13日、肺炎で死亡。国内での死亡者は初めて(死亡後に、ウイルス陽性確認)

感染経路:調査中(渡航歴なし)

【国内31例目】:2/13

患者:東京都内 70代 男性タクシー運転手(上記30例目の患者の義理の息子)

感染経路:湖北省、浙江省の滞在歴なし

【国内32例目】:2/13

患者:和歌山県在住 50代 男性医師(外科)

国内で医師の感染は初めての事例

感染経路:調査中(湖北省、浙江省の滞在歴なし)

【国内33例目】:2/13

患者:千葉県在住 20代 男性

感染経路:調査中(渡航歴なし)

【国内34例目】:2/14

患者:和歌山県在住 70代男性

感染経路:調査中(32例目の患者が勤務している病院の患者。32例目の医師との接触は確認されていない。)

政府の方針変更状況

【2/13 ダイヤモンド・プリンセス号に対する対応】

80歳以上の次の方で、ウイルス検査の陰性が確認された方で下船を希望する方は下船し、潜伏期間が解消するまでの間、政府が手配する宿泊施設で過ごしていただく。

- ・基礎疾患などを抱えている方
- ・船内で窓のない部屋で生活している方
- ・窓はあっても開閉できない・窓しかない部屋で生活している方

【中国に対する海外危険情報の変更】

- ・2月12日、在中国在留邦人・海外渡航者に対し中国から日本への早期一時帰国や中国への渡航延期を至急検討するようにホームページなどで呼びかけた。

【ウイルス検査対象】

- ・2/7夜、厚労省は、感染が強く疑われる場合には、柔軟に検査を実施するように各都道府県に通知

【検疫体制の強化】

- ・新型コロナウイルス感染症の患者、疑似症患者の隔離、感染したおそれのある者の停留を行えるよう検疫法を改正(2/14施行)
- ・無症状病原体保有者を感染症法の入院措置等の対象者とする。(2/14施行)

政府の緊急対応策(案)

新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策(案)

令和2年2月13日

新型コロナウイルス感染症対策本部

資料2-1

1. 基本方針

- ▶ 何よりも国民の命と健康を守ることを最優先に必要な対策は躊躇なく実行するとの方針のもと、与党等の提言も踏まえ、当面緊急に措置すべき対応策をとりまとめた。このため、今年度予算の着実な執行に加え、第一弾として予備費103億円を講じることにより、総額153億円の対応策を実行する。
- ▶ 今後も、事態の状況変化を見極めながら、政府一丸となって、予備費も活用して、国内感染対策、水際対策、また、観光業への対策等、緊急度に応じて、順次施策を講じていく。

2. 緊急対応策(主なもの)

(1) 帰国者等への支援

◆ 帰国者等の健康管理、感染拡大防止のための支援

- ・政府チャーター機による帰国者等及びクルーズ船ダイヤモンド・プリンセスの乗員・乗客の生活支援・健康管理に万全を期すための支援物資の配布等
- ・国の要請等に基づき、受入れに協力いただいた民間企業等に対する対応

船内の患者を病院へ搬送する様子



◆ 帰国者等の円滑な社会復帰等のための支援

- ・国民への正確な情報提供
- ・PCR検査、健康診断等

◆ 邦人の安全確保のための支援

(2) 国内感染対策の強化

◆ 病原体等の迅速な検査体制の強化等

- ・国立感染症研究所への多量検体検査システム等の緊急整備
- ・全国の地方衛生研究所の検査体制拡充支援
- ・新型コロナウイルス感染症の検査法の開発



PCR検査

◆ 感染症指定医療機関等の治療体制・機能の強化

- ・国立国際医療研究センター等の治療法開発の加速化
- ・帰国者・接触者外来及び帰国者・接触者相談センターの設置支援

◆ 検査キット、抗ウイルス薬、ワクチン等の研究開発の促進

- ・簡易診断キット、抗ウイルス薬、ワクチン等の開発に早急に着手
- ・民間企業とも協力しつつ、予防・診断・治療法の開発につながる技術の確立
- ・感染症流行対策イノベーション連合への拠出を通じたワクチンの早期開発支援

◆ マスク、医薬品等の迅速かつ円滑な供給体制の確保

(3) 水際対策の強化

◆ 全国の検疫所等の検査体制・機能の強化

- ・地方出入国在留管理局と検疫所との連携強化による厳格な上陸審査
- ・検疫官の応援等の体制強化等による検査体制の強化
- ・航空会社や旅客船事業者等に対する協力要請

◆ 健康フォローアップセンターの体制整備による検疫機能の充実

- ・健康フォローアップセンターを中心とした自治体との連携、情報共有等の必要な体制の緊急整備

◆ 入国管理の更なる強化

- ・出入国管理及び難民認定法に基づく上陸拒否の対象となる地域、旅客船の包括指定による機動的な対応

選別を介した上陸審査の様子



(4) 影響を受ける産業等への緊急対応

◆ 国民及び外国人旅行者への迅速かつ正確な情報提供と風評対策

- ・JNTOによる訪日外国人旅行者に対する正確な情報発信
- ・厚生労働省電話相談窓口(コールセンター)の設置
- ・宿泊事業者、観光協会等に対する適切な情報提供等

◆ 観光業等の中小企業・小規模事業者対策等

- ・日本政策金融公庫等に500億円の緊急貸付・保証枠を確保し、公庫等による貸付や信用保証協会によるセーフティネット保証により資金繰り支援
- ・中小企業生産性革命推進事業等により、サプライチェーンの毀損等に対応するための設備投資等を行う事業者を優先的に支援

◆ 雇用対策

- ・雇用調整助成金の要件緩和

(5) 国際連携の強化等

◆ 感染症対策に係る国際支援

- ・分離したウイルスを研究開発用に無償供与
- ・アジア各国等への医療資機材等の供与、検査体制の充実への貢献
- ・各国地域の選別による国際的な感染動向の把握
- ・NPOなどによる国際貢献の支援

強化する対策

1 県民への啓発

○発熱、咳や呼吸困難などがあり新型コロナウイルスの感染が心配な方は、最初に、発熱・帰国者・接触者相談センターに連絡していただくことの広報を強化します。

- ・注意すべき症状は・・・数日間続く微熱や咳、数日間にわたる倦怠感、息苦しさなど
- ・感染が疑わしいと保健所が判断した場合は、帰国者・接触者外来の受診方法を説明します。

2 医療の提供体制

○各相談センターは、湖北省等の渡航の有無にかかわらず、疑わしいと確認したら、柔軟に検査を行うよう徹底します。

○各医療機関は、疑わしい事例がある場合は、相談センターに連絡することを医師会と連携し周知徹底します。

○重症者の増加に備えて、入院受入体制の準備を、協力医療機関等と調整を進めていきます。

○医療従事者の院内感染対策の徹底を依頼します。

個人防護具が不足する場合は、県備蓄物品の提供を行います。

3 感染対策に必要な物品の備蓄対策

○個人防護具、検査に必要な試薬の確保を行っていきます。

発熱・帰国者・接触者相談センター設置

○今後の相談件数増加に対応するため、電話回線を増設し、これまでの「相談窓口」を「発熱・帰国者・接触者相談センター」で対応します。

※各相談センターは、事務所全体での対応が行えるよう速やかに体制を整備してください。

■ 東部地区発熱・帰国者・接触者相談センター（鳥取市保健所内）

電話：0857-22-5625（専用電話化）（時間外0857-22-8111）

ファクシミリ：0857-22-5669

■ 中部地区発熱・帰国者・接触者相談センター（倉吉保健所内）

電話：0858-23-3135、0858-23-3136 …専用電話化

ファクシミリ：0858-23-4803

■ 西部地区発熱・帰国者・接触者相談センター（米子保健所内）

電話：0859-31-0029（増設）、0859-31-9317

ファクシミリ：0859-34-1392

《対応時間》

電話：24時間対応（土日、祝日を含む）

ファクシミリ：午前8時30分から午後5時15分（土日、祝日を除く）

令和新時代創造本部の対応

項目	内容
県民等への 情報提供	<p>○とりネット内に新型コロナウイルス感染症特設サイトを開設 ※2/6～ ⇒関連情報を一元化、多言語対応</p> <p>○新聞広告(手洗い、マスク着用、相談窓口) ※2/9</p> <p>○テレビCM(手洗い、マスク着用) ※2/26～3/6</p> <p>○トリピーTwitterなどの広報課SNSでの情報提供 ※随時</p>

交流人口拡大本部の対応等

項目	対策内容
観光・宿泊施設、渡航者等への情報提供(注意喚起)	<p>(1) 県内の観光施設、宿泊施設、旅行会社等への注意喚起</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスの感染症危険レベルの周知(発生地域への渡航中止も含む) ・基本的な予防策(マスク、手洗い等による感染対策) ・外国人観光客の受入れ等にあたり、咳や発熱等の症状がある場合の対応 ・発熱時の相談窓口及び疑い患者の受入れ体制 <p>(2) パスポート交付窓口(県庁、中部、西部)でのチラシによる注意喚起</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生地域への渡航自粛、渡航時の注意事項 等 <p>(3) 米子鬼太郎空港でのチラシによる注意喚起</p> <ul style="list-style-type: none"> ・渡航時の注意事項、咳や発熱等の症状がある場合の対応 <p>⇒ 県内での患者発生等新たな局面に移行した場合、上記の関係機関に対して、適切な対応を講じるよう依頼し、万全の体制で取り組んでいく。</p>
国際定期便の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・米子～上海便(欠航2/11～4/21) ・米子～香港便(欠航2/18～3/28)

危機管理局の対応

○即応体制の強化

- ・土曜日、日曜日の即応できる体制とする。
 - ① 防災当直(2名)に加え、正職員1名を配置し、情報収集体制を強化
 - ② 緊急な会議の開催に備え、各部局に対して緊急登庁できる者の指定を依頼済
- ・夜間については、緊急な対応が必要になった場合は、待機班が緊急参集できる体制を構築済

○県民への情報提供

- ・令和新時代創造本部、福祉保健部と連携し、各種情報媒体により県民への迅速かつ正確な情報提供を実施

県ホームページ、あんしんトリピーメール、あんしんトリピーなび、とりったー、モバイル・携帯電話向けサイト

総務部

○動員体制の確保

- 新型コロナウイルスの県内発生に備えて、50名規模の動員体制を構築し、各部局へ人員を割当。
 - ◎各保健所の現地対策本部長の補佐チーム(6名：課長級1名・補佐級以下5名/日)
 - ◎保健所業務応援チーム(疫学調査・検体搬送・消毒)(30名：3班×10名(2名1組)
 - ・疫学調査1名は保健師、その他を一般動員で構成
 - ◎初動期対応体制(20名程度)
 - ・発生期の初動体制など業務支援が必要となった場合には一般動員を派遣
- 衛生環境研究所の検査体制支援
 - ・状況に応じて県庁全体の試験研究員を含めた体制を構築する

地域づくり推進部の対応等

項目	対策内容
<p>公共交通機関に係る対応状況</p>	<p>[新型コロナウイルスへの対応の現状]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○交通事業者等に対し、利用者に向けた感染予防策の呼びかけを依頼 ⇒県作成の外国人向けの新型コロナウイルス啓発チラシを公共交通機関に配布し、利用者に対する感染予防策励行の呼びかけを依頼 ※日ノ丸、日交、バス協会、JR、智頭急行、若桜鉄道、米子空港ビル、ハイヤー・タクシー協会 ○交通事業者においても、乗務員や窓口業務等でのマスク着用、咳エチケット、うがい・手洗いなど感染予防策を徹底するとともに、駅構内やバス車内のチラシ掲示などによる乗客への注意喚起を実施。 <p>[今後、新型コロナウイルスが拡大した場合の県の対応]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国内外の各地域における新型コロナウイルス患者の発生状況、感染予防策、政府の対策等の情報を必要に応じて交通事業者にFAX又は電子メールで情報提供。 ⇒感染拡大の状況によっては、施設設備の消毒等感染防止措置の要請も検討
<p>県民向けの注意喚起（県庁総合受付、体育文化施設など）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○県庁総合受付、東部庁舎や所管の体育文化施設において、手指消毒薬や案内表示を設置するなどして、来所者への注意喚起を実施。 ○県庁総合窓口での県民の方からの問い合わせに対応。 ⇒各保健所発熱相談窓口を案内するとともに、感染症情報が得られるとりネット特設サイトを案内。

福祉保健部の対応

(医療関係以外)

項目	対策内容
社会福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症対策として、県内の高齢者施設、障がい者施設に以下の内容を周知徹底。 <ul style="list-style-type: none"> ※高齢者施設関係：428法人 障がい者施設関係：252法人 【対応内容】 <持ち込まない 持ち出さない 拡げない> <ul style="list-style-type: none"> ○施設に入る際のアルコール消毒(職員、来訪者) ○マスク着用、手洗い、うがい ○流水による手洗いの徹底 ○職員によるケアの前後の指先の消毒、マスク・エプロン等の着用 ※新規入所者、面会者、ボランティア等についても、施設の外部から持ち込まないように、これらに留意すること。
学 校	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥取看護専門学校、倉吉総合看護専門学校、歯科衛生専門学校の学生や教員にアルコール消毒等の予防対策を徹底するとともに、感染者が発生した場合、出席停止や休校等の措置を実施
イベント・会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不特定多数の者が参集するイベントや会議の実施に当たっては、感染予防啓発等を実施 ・ まん延防止のため必要と判断される場合は中止又は延期を実施

子育て・人財局の対応

項目	対策内容	備考
実施体制の確立と連絡体制の確認	<ul style="list-style-type: none"> 関係省庁及び庁内関係部局(特に福祉保健部及び教育委員会)との連携強化 局内での集約・共有体制を整備 市町村担当窓口、連絡先の確認 	
情報収集	<ul style="list-style-type: none"> 所管施設の発生状況と臨時休業の状況を情報収集 各省庁より情報収集 	高等教育機関からも、報告を要請
情報提供・共有	<ul style="list-style-type: none"> 所管施設へ発生状況等を随時情報提供 感染予防対策の周知徹底 	
予防・まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> 所管施設へ各マニュアルに基づく感染防止措置の実施や保護者への正確な情報提供、必要に応じた自主休業等の指示・要請 	

※所管施設 ……児童福祉施設(保育所、児童養護施設、児童厚生施設等)、届出保育施設、私立学校(幼稚園、中学校、高校、専修・各種学校)

※高等教育機関……大学、短期大学、高等専門学校

生活環境部

項目	対策内容
<p>①衛生環境研究所の検査体制の強化</p>	<p>○検査体制(24時間受付体制)を継続 ○さらに、24時間連続で検査できる体制を部内に準備済 (リアルタイムPCR検査用試薬 400検体分の確保) ○国の緊急対応策で示されたウイルス検出機器(短時間で検査可能)の開発について、国の動きを注視</p>
<p>②生活必需品(マスク、消毒薬、ウェットティッシュ等)の価格動向調査等</p>	<p>○価格や店頭状況について、調査を継続する <県内の状況> ※主要12店舗から聞取(2/10) ・マスク、消毒薬はほとんどの商品が品切れ (供給が非常に不安定で、入荷の目途もたっていない状況) ・購入制限されており、買占めは確認されていない ・便乗値上げは確認されていない ※小売店に対する注意喚起済</p>
<p>③事業者への注意喚起</p>	<p>○事業者(廃棄物事業者、上下水道事業者)への情報提供、注意喚起 ○宿泊施設、集客施設に注意喚起済</p>

商工労働部の対応

項目	対策内容
<p>県内企業向け支援パッケージの実施について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 資金繰り支援「低利率・保証料無料の融資制度の創設」(2月14日発動予定) ○ サプライチェーンの再構築のためのソフト支援(2月14日発動予定) ○ サプライチェーンの再構築のための設備投資(ハード)支援(予定) <p>* 商工関係団体等との情報連絡会議の実施(1月30日、2月14日)</p> <p>* 事業者向け新型コロナウイルス対策用BCPセミナーの開催(2月26日、@鳥取、米子)</p>	
<p>県内事業者向け相談窓口の設置及び情報収集・提供体制の構築 【設置済:1月30日】</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 商工関係団体にて新型コロナウイルス相談窓口の設置 • 商工関係団体と新型コロナウイルス対応専用情報連絡網(専用連絡網)の構築
<p>県内事業者からの情報収集</p>	<p>商工関係団体との専用連絡網等を通じて、以下について情報収集</p> <ul style="list-style-type: none"> • 県内事業所、海外(中国等)現地法人等での感染者の発生状況 • 経営(休業・取引停止等)に影響が出ている県内事業者の状況 • 県内事業者のサプライチェーンへの影響 • 海外(中国等)の現地法人、工場の操業や社員(駐在員含む)状況 • 大規模小売事業者のインバウンド旅行者(中国人等)への対応 等₁₇

商工労働部の対応

項目	対策内容
<p>県内事業者への情報提供 【第1回：2月4日実施】</p>	<p>商工関係団体との専用連絡網等を通じて、感染者発生時等に県内事業者が対応すべき以下の事項について情報提供（厚労省「新型コロナウイルスに関する事業者・職場Q&A」サイトより）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職場で感染者が発生した場合の就業制限について ・ 職場で感染の疑いのある労働者への対応 ・ 新型コロナウイルス対策に関する土日業務の取り扱い 等
<p>県内事業者に対して感染予防強化の要請 【第1回：2月4日実施】</p>	<p>県内事業者に対して、感染予防強化のため以下について要請。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染地域・感染拡大など情報収集 ・ 従業員（特に海外渡航者）への注意喚起 ・ 海外渡航（中国など）の自粛、現地駐在員の帰国検討 等
<p>県内事業者に対してBCPに基づく維持すべき業務の継続要請 【第1回：2月4日実施】</p>	<p>県内事業者に対して、BCP（事業継続計画）にもとづく以下の対応について要請。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き維持すべき業務に係る要員や資材の確保 ・ 引き続き維持すべき業務以外についての業務の縮小や在宅勤務等について検討及び想定 ・ 必要に応じ感染拡大時の代替的意思決定システム起動 <p>➤ BCP未策定企業には「簡易版BCP」ひな形(商工労働部)、事業継続計画の策定ポイント(中企庁)について情報提供</p>

農林水産部の対応

項目	対策内容	備考
情報提供	<p>○農林水産関係団体、農林水産事業者等への感染防止やまん延防止に関する情報の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内の状況 ・マスクの着用、咳エチケット、手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の勧奨 	
集客施設の臨時休業、イベント開催の自粛等	<p>【集客施設】</p> <p>○当部所管の集客施設(例:とっとり花回廊、二十世紀梨記念館、とっとり賀露かっこ館など)について感染拡大防止のため、消毒設備の設置、来場者への感染予防啓発等の実施を要請済</p> <p>○当該集客施設を利用した患者が利用者、職員と濃厚接触をしたことが判明をした場合は臨時休業の要請</p>	19

農林水産部の対応

項目	対策内容	備考
集客施設の臨時休業、イベント開催の自粛等	【イベント】 ○運営方法について感染拡大防止のための工夫を要請済み ○状況に応じて、イベントの開催の中止又は延期の要請	
学校の状況の確認	○農業大学校は、学生、利用者、職員に新型コロナウイルス関連肺炎の患者が発症されている場合は、臨時休校(まずは7日間)をすることになるため、既発生患者との濃厚接触等の確認	
生活必需品の確保に向けた対応	○県民の食糧確保のため、農林水産業団体等へ、早期、前倒し出荷や県内向けの優先出荷等の要請を見据え、県内の農林水産物の価格動向、流通状況を関係団体等に確認	

農林水産部の対応

項目	対策内容	備考
団体客等が宿泊の 宿泊施設の確保	○農村総合研修所(倉吉市・15室)の利用が 可能なよう調整済 * JA鳥取県中央会が指定管理	

県土整備部

項目	対策内容	備考
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ○部内各課及びその関係機関、団体等との間の情報収集・提供 ○所管施設のまん延防止措置 	アルコール消毒液の設置
情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ○検疫機関、空港・港湾施設の管理者等から情報を収集 ○発生国との間の航空・航路便の運航情報を収集 	
情報提供・共有	<ul style="list-style-type: none"> ○空港・港湾事業者に対して検疫機関等からの情報を提供し、空港・港湾利用者に対する周知・情報提供を要請 	チラシの掲示
予防・まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> ○発生国からの搭乗者等がある海外クルーズ客船が本県の港湾に入港した場合には、発熱・呼吸器症状を有する者の把握等についてツアー会社等に協力を得るとともに、該当者がいる場合は、医療機関への搬送等について検疫所への協力を行う。 ○港湾・空港施設における感染予防体制を徹底するよう各関係機関に要請。 	

【所管施設】

鳥取砂丘コナン空港(鳥取空港ビル(株))、境港(境港管理組合)、鳥取港

会計管理局

項目	対策内容	備考
実施体制	○局内各職場における感染拡大の防止策の徹底	
情報提供・共有	○関係する事業者(指定金融機関、(株)鳥取県情報センター)への情報提供・共有	
県民生活及び県民経済の安定の確保	○各部局における新型コロナウイルス肺炎対策で、緊急に現金が必要になった場合の対応及び物資調達等に係る緊急発注手続き制度の周知	

病院局(中央病院、厚生病院)の対応及び要望項目

項目	内容等	備考
<p>■感染症病症運用マニュアル(新型コロナウイルスVer)により以下の対応を実施。</p>		
患者受入体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ①外来診察室(陰圧)への動線(一般の方と別の動線)の確保 ②患者受入訓練、防護服着脱訓練及び感染症の専門家による職員研修の実施 ③職員の感染対策の徹底 ④患者に対して通常の間診に加えて渡航歴や、肺炎症状を有する患者との接触状況等を確認 	
措置入院の準備	<ul style="list-style-type: none"> ①患者(疑い含む)感染症病床へ受入準備 ②合併症がある場合は、HCU、EC等の陰圧室を利用 ③県内患者が増大する場合に備え、関係機関と連携しながら一部病棟の転用などの準備 	
外国人患者に対する対応	<ul style="list-style-type: none"> ①タブレットによる遠隔通訳(感染防止策を施した状態での動作確認等を実施) ②ポケットクや翻訳アプリによる通訳 ③中国語による問診票を1月24日から運用 	
<p>■要望</p>		
医療用マスクの確保	<ul style="list-style-type: none"> ・医療用マスクの確保が病院単独では困難な状況であり、県全体での確保とともに、感染症指定医療機関への優先的な配付をお願いしたい。 	
県民・診療所等への受診ルートへの周知徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・感染が疑われる患者については、まず保健所に相談いただいてから感染症指定医療機関を受診するよう県民及び各診療所等への周知をお願いしたい。 	24

教育委員会の対応

項目	対策内容	備考
情報収集及び連絡体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・県教委に対策会議の常設と相談窓口の設置 ・感染拡大に備え、危機管理体制を確認 <ul style="list-style-type: none"> ⇒最新の感染症情報の収集 ⇒国、県の対応について情報共有(DB作成・共有) ⇒新型インフルエンザ等対応マニュアルに基づく対応 ⇒休日等を含めた緊急連絡先の確認(学校・市町村教委等) 	
学校等への指示・要請	<ul style="list-style-type: none"> ・県立学校及び市町村教育委員会等に対する指示・要請 <ul style="list-style-type: none"> ⇒児童・生徒及び教職員の罹患状況の把握と迅速な報告 (日本人学校派遣教員、中国から帰国した児童生徒の健康状況等把握) ⇒感染予防対策の実施・留意事項の周知徹底 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> 手洗い・咳エチケット 厳重な健康観察 不要不急の外出の自粛 等 </div> ⇒啓発チラシやチェックリストの活用(学校・市町村教委へ配付) 	
感染拡大への備え	<ul style="list-style-type: none"> ・感染状況によっては県立高校の入試の延期等を検討 ・感染者が学校で発生した場合の学校運営体制の検討 ・各種大会やイベントの延期等を検討 ・マスク、消毒液の確保 等 	25

県民の皆様へのメッセージ①

- 新型コロナウイルスは、現在、国内で流行が認められる状況ではありませんが、感染経路が特定できない感染者が発生しています。
- 新型コロナウイルスの感染予防のため、咳エチケット（「マスクの着用」など）やこまめな「手洗い」などを行い、冷静な行動により自らが感染予防に取り組みましょう



イラスト:厚生労働省作成チラシより抜粋

- 発熱や咳などの症状があるなど新型コロナウイルスへの感染が心配な場合は、各地区発熱・帰国者・接触者相談センターにご相談ください。
(医療機関への直接受診はされないようにお願いします。)

県民の皆様へのメッセージ②

- 多くの方が集まるイベントや行事等に参加される場合も、新型コロナウイルス感染症の予防を心がけていただくとともに、イベントや行事等を主催する側においても、会場の入り口にアルコール消毒液を設置し、参加者への消毒徹底をお知らせするなどの対応をご検討ください。
- 県は、引き続き全庁をあげて予防対策を強化するとともに、県民生活・県内経済の安定を確保するための対策を進めていきます。

〈新型コロナウイルス感染症に関する情報〉
<https://www.pref.tottori.lg.jp/corona-virus/>

キーワード

鳥取県 新型コロナ

検索

